

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用されようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	米子医療生活協同組合 コープ COOP 医療生協居宅介護支援センター
代表者氏名	管理者 小西 理咲
事業所所在地 (連絡先)	〒683-0052 鳥取県米子市博労町 3-80-1 電話番号：0859-38-5333 FAX 番号：0859-38-34-1227 あんしんダイヤル 080-1634-4226（休日の緊急時など）

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	米子医療生活協同組合 コープ COOP 医療生協居宅介護支援センター
介護保険 指定事業者番号	鳥取県指定（指定事業者番号）3110210980
事業所所在地	〒683-0052 鳥取県米子市博労町 3-80-1
連絡先 相談担当者名	電話番号：0859-38-5333 FAX 番号：0859-34-1227 あんしんダイヤル 080-1634-4226（休日の緊急時など） （あなたの担当は）
事業所の通常の 事業実施地域	米子市、日吉津村、南部町、伯耆町、大山町、境港市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	当事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。
運営方針	本事業は、介護保険制度に従い、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り、自立した在宅生活が続けられるよう、その有する能力や心身の状態、おかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた保健医療福祉サービスを総合的に提供できるよう配慮して行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定のサービスに不当に偏することのないよう、公平中立に行う。 運営に当たっては市町村等関係各所との連携を図る。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、土曜は12時30分まで。 日曜・祝日、盆、年末年始は休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時まで

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	所長 小西 理咲
---------	----------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	常勤	5名
	パート	1名

(5) 職員一人の担当件数

現介護保険制度の上限件数に準ずる。

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	1ヵ月あたりの利用料（介護保険適用の場合は利用者負担）
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	要介護度 1、2 10860円	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 <u>（全額介護保険により負担されます。）</u> <u>加算については、毎月の訪問時に説明します。</u>
②居宅サービス事業者との連絡調整			要介護度 3、4、5 14110円	
③サービス実施状況把握、評価			特定事業所加算	
④利用者状況の把握			入院時情報連携加算	
⑤給付管理			退院退所加算	
⑥要介護（支援）認定申請に対する協力、援助			ターミナルケアマネジメント加算	
⑦相談業務				

① 予防給付	契約は、地域包括支センター。委託業務内容は、契約に準ずる。
--------	-------------------------------

4 その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、交通費の実費を請求する場合がございます。
-------	---

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす 利用者の要介護(支援)認定有効期間中、毎月1回(1ヶ月に一度)
--

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

7 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 COOP 医療生協居宅介護支援センター — 管理者 小西理咲	所在地：米子市博労町 3-80-1 電話番号：0859-38-5333 ファックス番号：0859-34-1227 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時
【市町村の窓口】 米子市役所 長寿社会課	所在地：米子市加茂町 1-1 電話番号：0859-23-5155 ファックス番号：0859-23-5012 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時
【公的団体の窓口】 鳥取県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)	所在地：鳥取市立川町 6 丁目 176 電話番号：0857-20-3681 ファックス番号：0857-29-6115 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 利用者は事業者に対して、複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。また、利用者は事業者に対して、当該サービス事業所を、居宅サービス計画の原案に位置付けた理由を求めることができます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族との面接、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を1ヶ月に一度評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

重要事項及び別紙について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	鳥取県米子市博労町 3-80-1	
	法人名	米子医療生活協同組合	
	代表者名	理事長 梶野 大	印
	事業所名	COOP 医療生協居宅介護支援センター	
	説明者氏名		印